



経理の窓 6月号

平成23年6月1日号

梅雨の季節になりました。夏の日差しに、節電を考慮した暑さ対策で思いつくのは、日よけ、扇風機、団扇に扇子、涼しい衣類 etc. あれど、酷暑だったら……です。

今月の税務

法人 : 4月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第1期分の納付
社会保険 : 労働保険の申告と納付（7月11日迄）

法人税関係の税制改正の概要

平成23年度の税制改正については、継続審議中ですが、4月決算（6月申告）の法人から適用が決まっている税制改正の概要をお知らせします。

（震災特例法は、3月決算法人から適用があります。）

1. 「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（租特透明化法）について

法人税関係特別措置を適用する場合は、平成23年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人税申告書から「適用額明細書」を添付する必要があります。適用額明細書の添付がなかった場合や、添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられません。

「適用額明細書」の添付もれまたは適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに「適用額明細書」の提出または誤りのない「適用額明細書」の再提出をします。法人税関係特別措置は、49あります。

2. 「つなぎ法」について

つなぎ法案が成立し、平成23年3月31日に適用期限が到来する租税特別措置法の適用期限が、暫定的に平成23年6月30日まで延長されました。主な特例は、次のとおりです。

- ・ 中小企業者等の法人税率の特例
- ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例
- ・ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ・ 事業基盤化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除
- ・ 中小企業等の貸倒引当金の特例
- ・ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

3. 震災特例法の内容について

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、平成23年4月27日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（震災特例法）が公布・施行されました。

- ・震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例

平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰り戻して法人税額の還付請求をすることができることとされました。平成23年3月11日から平成23年9月10日までの間に終了する仮決算の中間申告期間においても同様に還付請求することができます。

- ・仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例

- ・被災代替資産等の特別償却の特例

- ・申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出に係る特例

「適用額明細書」「震災特例法」の詳細については、国税庁のホームページをご覧ください。

《お知らせ》

来月7月11日は、源泉所得税の特例納付の事業者の方の納期限になります。

1月から6月の源泉所得税を納付します。

該当される方は、およそ6ヶ月分の源泉税の資金準備が必要となります。

